

新たな森林管理システムの早期構築を求める意見書

日本の国土の3分の2を占める森林のうち、およそ4割は人工林であり、その人口林の半数以上について、本格的な利用期間を迎えている。しかし、林野庁の調査によると、森林資源として利用可能なその人工林のうち、原木として利用されているのは、平成27年時点で4割にも満たないことが明らかになっている。

これは、わが国の森林所有者のおよそ9割の所有面積が10ヘクタール未満と小規模であるのと同時に、森林所有者のおよそ8割において森林を活用した経営への意欲が低いために、林業経営者の7割が事業拡大の意欲を持ちながら、そのための事業地である森林の確保が困難となっていることが主な要因である。これを解消するためには、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図り、ともに推進する、新たな森林管理システムを早期に構築する必要がある。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化すること。
- 2 森林所有者が森林を管理できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する仕組みを設けること。
- 3 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにするとともに、再委託を進めるために、高性能林業機械の導入や、伐採から再造林までの一貫作業システムの普及を図ること。
- 4 市町村が主体となった森林整備を促進するため、林務担当者の育成・確保を図るとともに、国による技術支援等の施策のさらなる拡充を図ること。
- 5 市町村の林業行政に係る専門的知識を習得した人材の育成・確保など、市町村の体制強化に向けた施策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、農林水産大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員